

入札情報サービス運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、公益財団法人千葉県下水道公社電子調達システムのうち、入札情報サービス（以下「PPI」=Public Work Procurement Information Service という。）について必要な事項を定める。この基準に定めがないものについては、公益財団法人千葉県下水道公社財務規程等及び公益財団法人千葉県下水道公社電子調達システム利用規約（以下「規約」という。）に従うものとする。

(定義)

第2条 この基準において使用する用語の定義は、規約第2条に規定する用語のほか、次のとおりとする。

電子閲覧

入札公告文、入札説明書、設計図書等（以下「入札公告文・設計図書等」という。）をPPIで閲覧することができる機能。

(システムを利用できる者)

第3条 利用者は、公社がPPIを用いて公表している情報を、原則として取得することができる。ただし、一部の情報については、公表する対象を限定することができる。

(適用範囲)

第4条 この基準の適用範囲は、次のとおりとする。

(1) 適用を受ける情報

PPIにより公表される以下の情報。

- ・入札予定情報
- ・入札結果情報
- ・契約結果情報
- ・発注見通し情報
- ・入札参加資格者情報
- ・入札公告文・設計図書等（電子閲覧）

(2) 適用を受ける業種

公益財団法人千葉県下水道公社電子調達システムで取り扱うすべての業種（建設工事、測量・建設コンサルタント業務、物品、委託）。

(公表の範囲)

第5条 公社は、PPIを使用して公表する範囲について、前条第1項第2号の範囲内において決定する。

(入札情報の公表)

第6条 公社は、原則としてPPIにおいて入札公告、入札予定、入札結果及び契約結果を公表する。ただし、PPIを使用せず、又はPPIと併用して別の方法により公表することができる。

- 2 入札結果の公表は、落札者決定後、遅滞なく行うものとする。
- 3 契約結果の公表は、契約締結後、遅滞なく行うものとする。

(発注予定の公表)

第7条 公社は、原則としてPPIにおいて発注予定を公表する。ただし、公社はPPIを使用せず、又はPPIと併用して別の方法により公表することができる。

- 2 前項の規定によりPPIを用いて公表する内容は以下のとおりとする。
 - (1) 案件の名称、場所、期間、種別及び概要
 - (2) 入札及び契約の方法
 - (3) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）
 - (4) 公社が個別に定める事項
- 3 公社は、第1項の規定により公表した発注予定に関する内容について、当該内容に変更が生じた場合には、変更後の内容を公表するものとする。

(入札参加資格者の公表)

第8条 公社は、原則としてPPIにおいて、千葉県の入札参加資格者名簿に登載されている者で、公社がPPIに格納した入札参加資格者名簿を公表する。ただし、公社はPPIを使用せず、又はPPIと併用して別の方法により公表することができる。

- 2 前項においてPPIを用いて公表する事項は、以下のとおりとする。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 所在地
 - (3) 区分コード
 - (4) その他公社で必要と認める事項
- 3 公社は、第1項に規定する名簿の公表を、PPIを用いて原則として名簿登載日に行うものとする。

(電子閲覧)

第9条 公社は、入札公告文・設計図書等をPPIの電子閲覧機能を用いて公開するものとする。ただし、公社はPPIを使用せず、又はPPIと併用して別の方法により公開することができる。

- 2 公社は、ICカード認証を利用した閲覧制限を設けることができる。
- 3 利用者は、前項の閲覧制限を設けられたファイルを閲覧するために、ICカードによる認証を受けなければならない。
- 4 第1項で公開されるファイルは、原則としてMicrosoft Word形式、Microsoft Excel形

式、PDF 形式、テキスト形式及び画像ファイル形式とする。ただし、必要に応じて上記以外のファイル形式で公開することがある。

5 圧縮ファイルについては、原則として lzh 形式又は zip 形式とする。

(ダウンロードしたファイルの管理)

第10条 利用者は、前条各号の規定によりダウンロードしたファイルについては、適切に管理をしなければならない。特に IC カード認証による閲覧制限があるファイルについては、細心の注意を払い管理するものとする。

(入札公告文・設計図書等の追加、変更)

第11条 公社は、公開されている入札公告文・設計図書等に追加の事項又は変更の事項がある場合は、直ちに必要な措置を講じなければならない。

2 利用者は、入札公告文・設計図書等に追加、変更がないか常に注意をするものとする。

附 則

本基準は、令和8年4月1日から施行する。